令和７年度

避難所運営研修

研修カリキュラム

○　避難所運営について　　（約30分）

○　施設・設備等の確認　　（約30分）

○　避難所運営ゲーム　　（約60分）

避難所運営について

（約30分）

1　避難所の開設・運営イメージ

2　避難場所の分類について

3　避難所の運営について

1　避難所の開設・運営イメージ

最初にイメージ動画をみていただきます

2　避難場所の分類について

⑴　指定緊急避難場所

⑵　指定避難所

⑶　一時避難場所

⑷　要配慮者二次避難所

2　避難場所の分類について

(1)　指定緊急避難場所

○　災害から身を守るため緊急的に避難する場所

○　災害の種類ごとに、**市立の小中学校や大規模な公園などを指定**

【種類ごとに指定】

①　洪水災害
②　土砂災害
③　地震災害
④　大規模な火事

2　避難場所の分類について

(2)　指定避難所

○　災害で自宅に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する施設

【指定避難所の分類】

指定避難所には

① **基幹避難所**→　小中学校など

② **地域避難所**→　地区会館・寺など

の２種類があります。

2　避難場所の分類について

①　基幹避難所

市立小中学校や区体育館など　約300か所

2　避難場所の分類について

①　基幹避難所

【基幹避難所とは】

夜間休日に震度６弱以上の地震が発生した場合や、区長（区災害対策本部長）が開設を必要と判断した場合に開設を行う避難所

※　地震の被害状況や豪雨による河川水位上昇、土砂災害警戒情報等を踏まえ、開設の判断を行います。

2　避難場所の分類について

①　基幹避難所

【開錠者】

- 開錠は、原則、施設管理者や市職員が行う。
- 住民が先着した場合は、暗証番号キーボックス内の鍵を使用し開錠する。（地震以外）

先ほどのイメージ動画でも紹介しましたが、大規模な地震が発生した際は、施設内が安全ではない場合があります。

そのため、台風や吹雪など、屋外が危険な状態ではない限り、原則、施設管理者や市職員が開錠を行います。

2　避難場所の分類について

①　基幹避難所

【運営者】

- 市職員（区の避難所班職員）
- 地域住民や避難者
- 教職員

大規模な地震が発生した際は、多くの避難所を開設することとなり、市職員の避難所への配置は２～３名程度となることが想定されています。

そのため、お互いに協力しあう運営体制が大切となります。

2　避難場所の分類について

②　地域避難所

まちづくりセンター・地区会館・児童会館
高校・大学・寺・神社など　　約300か所

寺

地区会館

2　避難場所の分類について

②　地域避難所

【地域避難所とは】

災害発生時の被災地域、避難者の発生状況、基幹避難所の被害状況等を踏まえ、区と施設管理者が協議し、開設が必要と判断した場合に開設

基幹避難所に収容しきれない、または被災状況等により使用できない場合などに開設を検討する基幹避難所を補完する施設

施設管理者の判断により開設を行う場合もあります。

2　避難場所の分類について

②　地域避難所

【開錠者】

・　施設管理者

【運営者】

・　施設管理者（施設職員）
・　避難者
・　町内会　など

※　一部の地域避難所を除き、原則、
市の職員は派遣しません。

2　避難場所の分類について

⑶　一時避難場所

○　地震発生時に避難が必要な場合、一時的に退避し、身の安全を確保する場所

○　市内のすべての公園などを指定

⑷　要配慮者二次避難所（福祉避難所）

○　指定避難所での避難生活が困難な要配慮者が、避難所への避難後に二次的に避難する施設

○　受入れには調整が必要で、自己判断での避難はできない

○　高齢者施設、障がい福祉施設等などを開設

2　避難場所の分類について

令和７年4月1日現在

指定避難所		一時避難場所
基幹避難所	地域避難所	
306	338	2,720

指定緊急避難場所

指定避難所

3　避難所の運営について

⑴　避難所開設までの流れ

⑵　避難所の開設

⑶　避難所の運営

3　避難所の運営について

(1)　避難所開設までの流れ

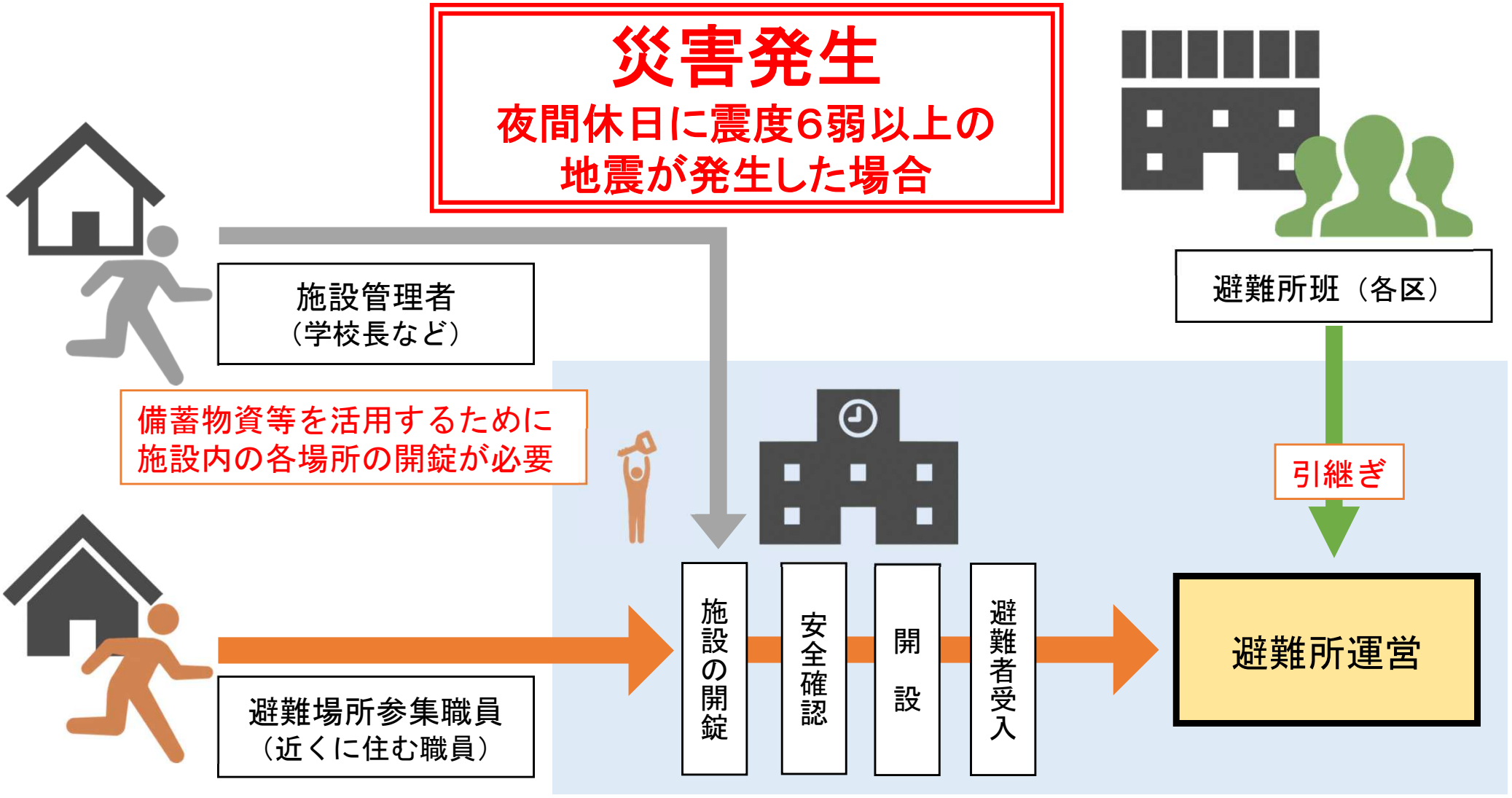

3　避難所の運営について

⑵　避難所の開設

　市職員や施設管理者により、基幹避難所の開設を行います

○　施設の開錠

○　**施設の安全確認**

○　ライフラインの確認

○　避難者の受付・案内　など

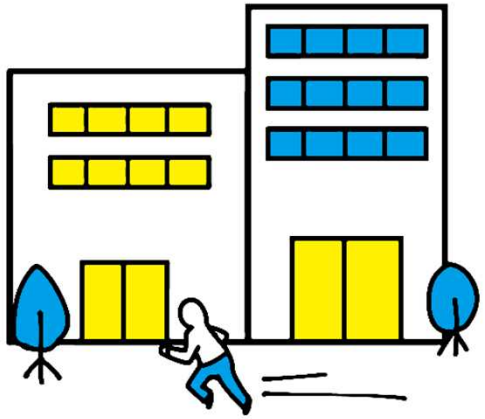

　余震などで二次被害が発生しないよう最初に施設の確認を行います。

3　避難所の運営について

～「(3)　避難所の運営」の前に～

新型コロナウイルス感染症対応について

○　令和５年５月８日「５類感染症へ位置づけ変更」

○　札幌市では、避難所における新型コロナウイルス感染症に係る対応（マニュアル別冊）を運用停止

換気や消毒などの感染症対策は継続した中での
通常の避難所運営を実施いたします。

3　避難所の運営について

～「(3)　避難所の運営」の前に～

【継続する感染症対策】

○　換気や消毒などの衛生管理の実施

○　感染症が疑われる避難者などへの感染症室の案内

○　感染症室専用トイレの指定　　など

【避難所運営の変更点】

○　臨時受付の廃止

○　一般滞在スペースにおける世帯間の距離の確保

など

3　避難所の運営について

⑶　避難所の運営

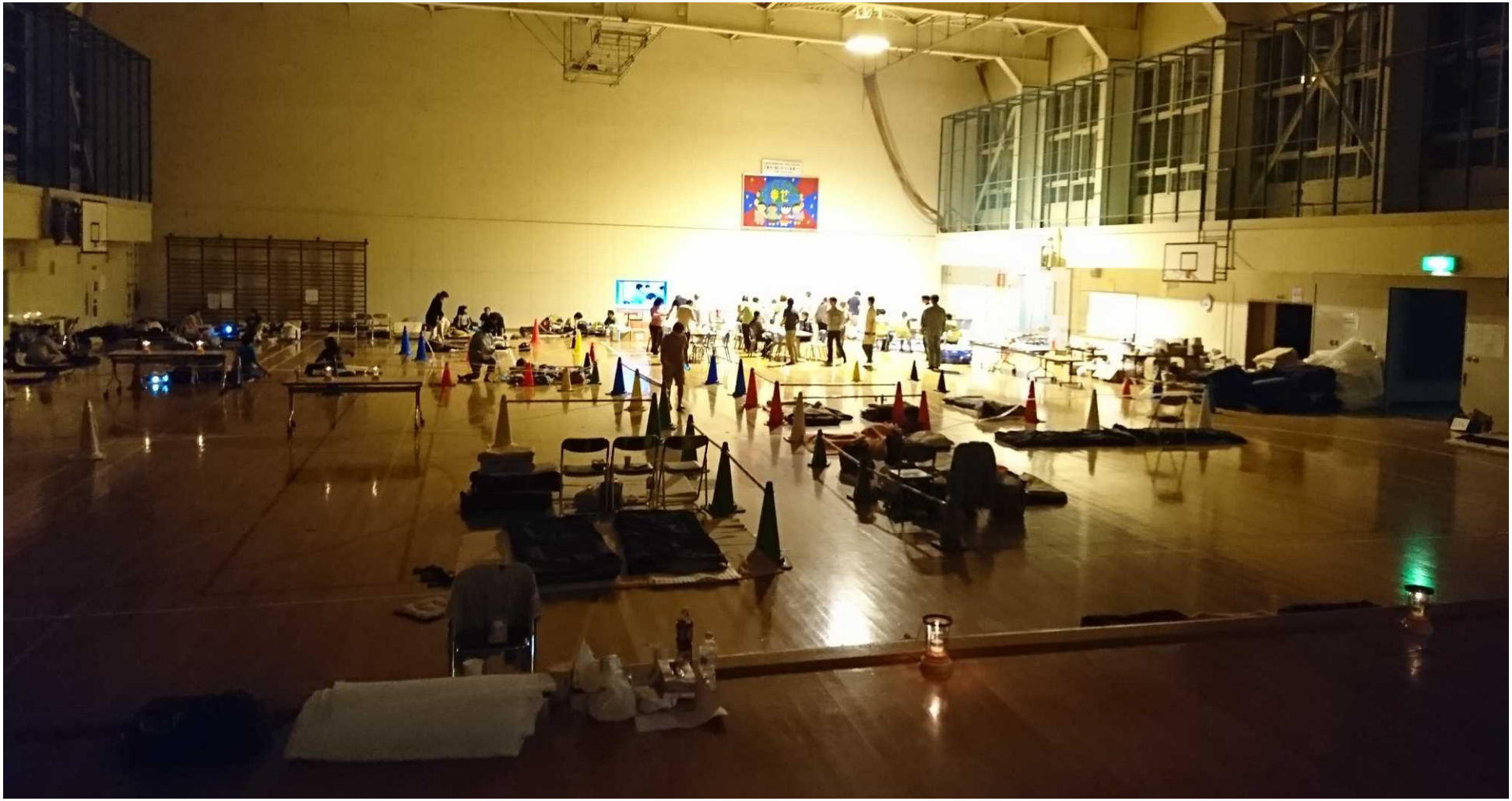

3　避難所の運営について

⑶　避難所の運営

　避難所開設時は、避難者の受付や案内を行うとともに、様々な部屋の設定や備蓄物資の搬送など、避難者を受け入れて運営を行うために準備しなければならないことが多くあります。

3　避難所の運営について

(3)　避難所の運営

災害発生時は、様々な方が避難所に避難してくることが想定されます。

一般滞在スペース（体育館など）に感染症の疑いのある体調不良者や、ペット同行者などを案内してしまうと、クラスターの発生やアレルギーによる体調不良者が発生してしまう可能性があることから、避難者の受付を行い、適切に案内を行う必要があります。

3　避難所の運営について

(3)　避難所の運営

【避難所開設・運営において実施すること】

○　避難者の受付・一般滞在スペースの設定

○　備蓄物資の搬出・配布・食料の配給準備

○　福祉避難スペースや感染症室などの設定

○　トイレ、採暖室、授乳室、ペットスペースなどの設定

○　要配慮者・負傷者への対応

○　避難所内における情報提供

○　区災害対策本部への連絡

○　入退所、外出、外泊等の管理

○　避難所内の清掃　など

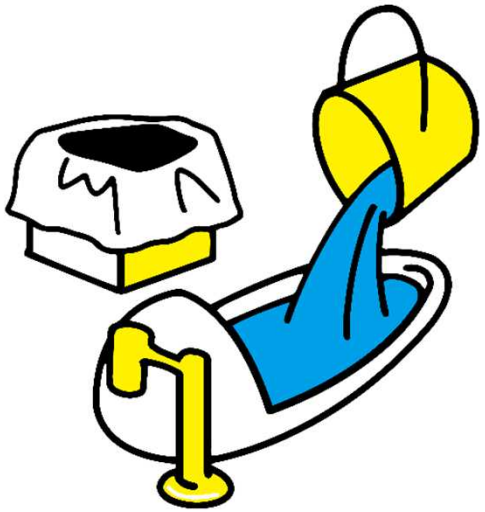

3　避難所の運営について

⑶　避難所の運営

避難者の方たちは、家族や自分自身が負傷していたり、自宅が被害に遭うなど、不安な気持ちを抱えている状態であることが多いと思います。

しかしながら、市職員の人数には限りがありますので、体力的・精神的に余裕のある方は、できる範囲でご協力をいただきたいと考えております。

市職員・施設管理者・地域町内会・避難者などが、互いに協力しあう運営体制が大切となります。

3　避難所の運営について

【避難所運営への協力】

たとえば・・・

- 備蓄物資の搬出
- 食糧の配給準備
- 要配慮者の介添え
- 負傷者の手当
- 避難所内の清掃

- キッズスペースで子どもたちと遊ぶ
- 避難者の意見や要望について話を聞く　　など

<u>たとえどんなに小さな協力であっても、避難所運営の充実につながります。</u>

3　避難所の運営について

平成30年北海道胆振東部地震のボランティア募集の様子

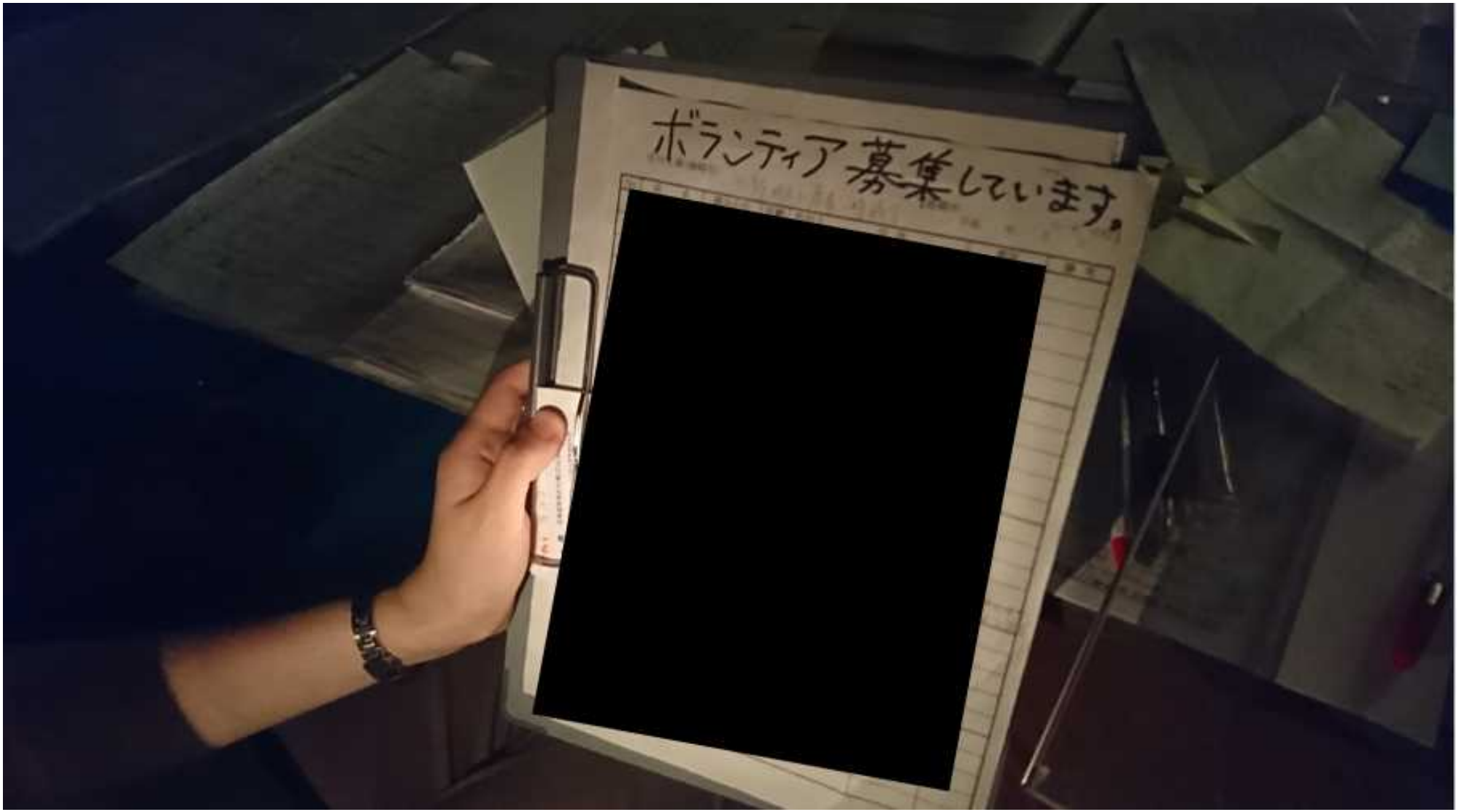

3　避難所の運営について

～さいごに～

大型のマンションの居住者など、その地域に住んでいる全ての人が避難所に避難すると、受け入れることが困難となることが想定されています。

そのため、自宅が安全である場合は、できる限り「在宅避難」していただくよう推奨しています。

【こんな時は自宅にとどまるのが危険です。】

- 家屋の倒壊などにより自宅で生活できない
- 周辺で火災やガス漏れが発生している
- 避難情報の発令がある

○　参考資料

参考①　備蓄物資　（別紙参照）

【防寒対策】 毛　布 	【防寒対策】 寝　袋 	【防寒対策】 移動式灯油ストーブ 	【照明対策】 LEDランタン
【照明・情報対策】 手回し充電ラジオライト 	【照明・情報対策】 ＬＥＤ投光器 	【トイレ対策】 簡易トイレ(洋式便座) 	【トイレ対策】 紙おむつ(乳児用、大人用)
【その他】 生理用品 	【その他】 ダンボールベッド 	【その他】 可搬型発電機 	【感染症対策】 マスク・消毒液 非接触体温計 ハンドソープ フェイスシールド プラスチック手袋　など

参考①　備蓄物資　（別紙参照）

発災

24時間

48時間

72時間

【市の備蓄】

災害発生から48時間以内（２日分）に
最低限必要なものを備蓄

※　食料であれば６食分など

【流通備蓄】

協定締結業者等からの生活物資の供給

※　その他にも、国からのプッシュ型支援
　などの到達も想定している。

参考②　平成30年北海道胆振東部地震

避難所の様子
　　平成30年9月7日　琴似小学校

参考②　平成30年北海道胆振東部地震

避難所の開設数及び避難者の状況

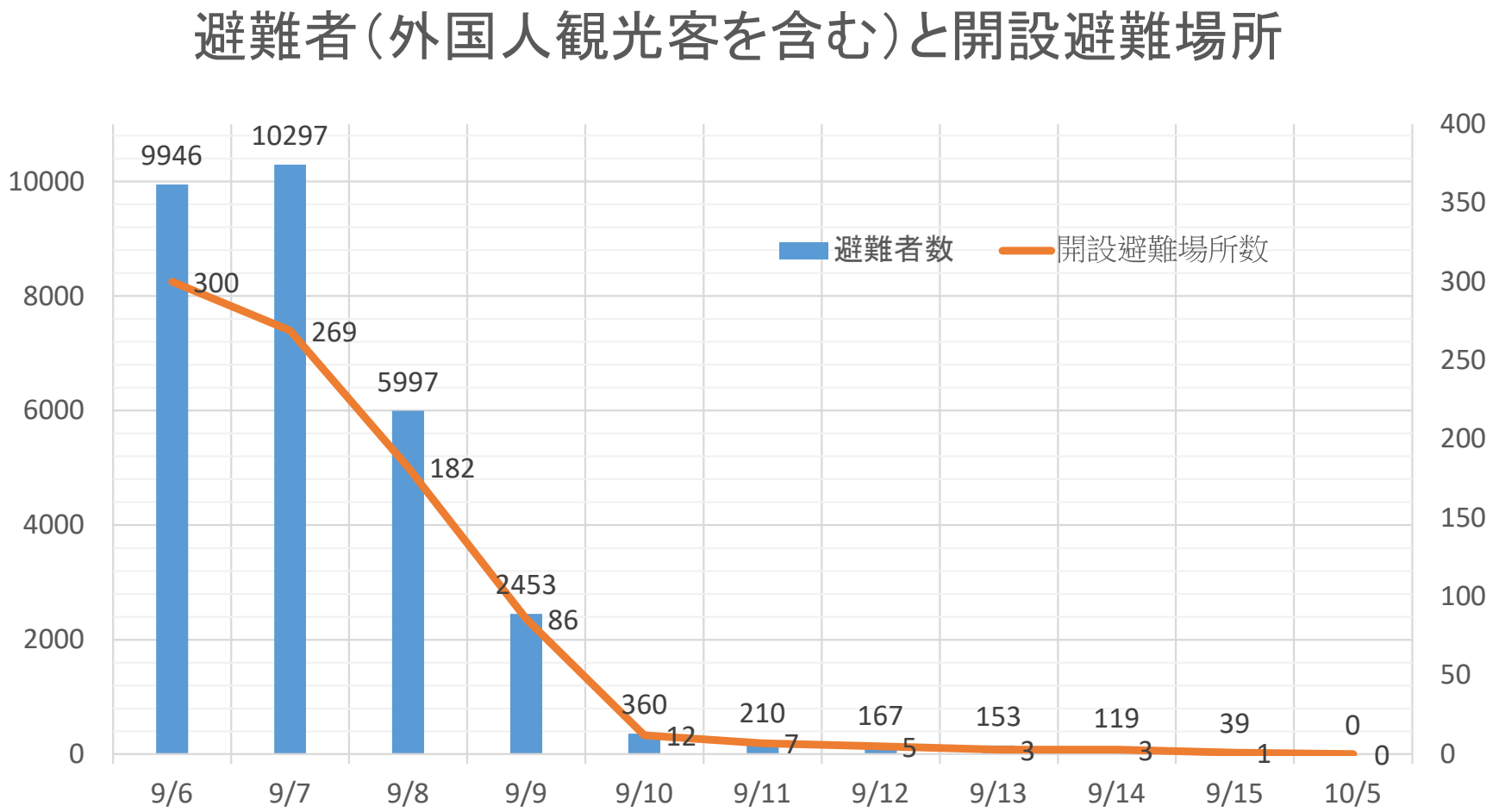

避難所最大開設数　・・・・　300箇所　９月６日（木）　午後５時

最大避難者数　・・・・　10,297人　９月７日（金）　午前６時

避難所運営について

終了

大変お疲れ様でした。
次は、「施設・設備等の確認」です。